

令和7年9月10日

債権認否に関する説明会

更生会社 株式会社エヌシーガイドショップ

本日も説明すること

- 1 過払金返還請求権とは？
- 2 更生債権届出書に印字された金額と今回認められた債権額に差異が生じた理由について
- 3 更生計画案における予定弁済率について
- 4 今後のスケジュールについて
- 5 不服申立て手段について

1－1 過払金返還請求権とは？

過払金とは、貸金業者への返済時に支払い過ぎた利息のことです。
平成22(2010)年6月17日以前に貸金業者から借り入れていた場合、
返還請求をすることによって、過払金が戻ってくる可能性があります。

1－2 過払金返還請求権とは？

「利息制限法」により、貸付金には上限金利(10万円以上100万円の場合、
年利18%)が定められています。

しかし、利息に関しては「出資法」という別の法律があり、かつては上限金利
が29.2%と規定されていたため、利息制限法との間で上限金利に矛盾が生
じていました。

利息制限法を超える金利は本来は無効ですが、一定の要件を満たしていれ
ば有効とされていたため、かつては利息制限法の上限金利を超える利率で
貸付が行われるのが普通のことでした。これが「グレーゾーン金利」です。

しかし、平成22年の貸金業法改正により、出資法の上限金利が20.00%に
引き下げられ、グレーゾーン金利での貸付けが禁止されました。

平成22(2010)年6月17日以前からキャッシング取引がある会員様について
は、グレーゾーン金利が適用されており、利息を過剰に支払っていた可能性
があります。

一方で、平成22(2010)年6月18日以降に初めて借り入れた場合の金利は
適正であるため、過払金は発生しません。

1-3 引直し計算の基本方針について

- ①利息制限法所定の利率により引直し計算を行う。
- ②リボ払いと1回払い取引とを一連一体のものとして計算を行う。
- ③1回払い取引においても過払金発生後に生じた新たな借入金への過払金の当然充当を行う。
- ④過払金の利息5%を付加する(※)。
- ⑤遅延損害金(顧客側の支払遅滞による約定遅延損害金)は付加しない。
- ⑥会員が複数のカードを契約している場合、それぞれのカードに係る取引ごとに引直し計算を行う。
- ⑦更生会社において取引データが残っているもっとも古い時期である平成9(1996)年4月1日以前から取引のある顧客については、「冒頭残高推定ゼロ計算」を行う。
- ⑧過払金元金の算出基準日は更生手続開始決定日とする。

※④については異なる処理をすることになった(後述)

2-1 更生債権届出書に印字された金額と今回認められた債権額に差異が生じた理由について

Q:「認否結果通知書」という書面が届きましたが、届出債権額(更生会社から送られてきた更生債権届出書に予め印字されていた金額)の一部しか認められていませんでした。残りの部分はどうして認められなかったのでしょうか。

A: 更生債権届出書に予め印字されていた金額は、銀行口座の入出金データを元に利息制限法に基づく引直し計算を行った結果を印字したのですが、銀行口座の入金データには、キャッシング取引における返済分のみならず、本来引直し計算には関係のないショッピング取引における弁済分も含まれていたため、ほとんどの方について印字された数字は本来の過払金額よりも大きな数字となっていました。今回、マイクロフィルムから復元したキャッシング取引のみについての入出金データを元に引直し計算を行い、その結果をもとに債権認否を行ったことから、多くの方について、届出債権額の一部(場合によっては全部)が認められない結果となりました。

2-2 更生債権届出書に印字された金額と今回認められた債権額に差異が生じた理由について

エヌシーガイドショップにおける取引データの保管状況について

① 平成8(1996)年3月31日以前

取引データが全く残っていない。

→ 冒頭残高推定ゼロ計算を行う。

② 旧システム時代

(平成8(1996)年4月1日～平成22(2010)年の新システムへの移行まで)

取引データは電子データ化されておらず、A4用紙で約130万枚に相当する「ご利用代金請求明細書」、「個人残高明細書」等がマイクロフィルムの形で保存されていた。一方で、口座への入出金データは電子データの形で存在(但し、口座への入金データにはショッピング取引の返済分が混在している。)

③ 新システム時代(平成22(2010)年以降)

取引データは全て電子データの形で保存されている。

過払金の計算を行うには、旧システム時代と新システム時代のキャッシングの取引データを元に利息制限法に基づく引直し計算をすることが必要。

3-1 更生計画案における予定弁済率について

現在のところ

一般更生債権のうち1000万円以下の部分 1.65%

一般更生債権のうち1000万円を超える部分 1.00%

の弁済を予定。

(変更可能性あり)

たとえば、認否結果通知書の「認否の結果」の「認める額」の「債権額」が300万円であった場合には、49,500円が弁済されます。

一方、金融機関債権者の5億円の債権に対しては、1000万円について1.65%、残りの4億9000万円について1.00%として、165,000円＋4,900,000円＝5,065,000円が弁済されます。

(参考)

株式会社ロプロ(旧商号株式会社日栄)の一般更生債権の弁済率は3.0%、株式会社武富士の一般更生債権の弁済率は3.3%。

3-2 更生計画案における予定弁済率について

(低い弁済率の理由)

Q: 一般更生債権の弁済率は、どうしてそんなに低い弁済率なのですか。スポンサーに事業譲渡をして得られた譲渡対価はどのように分配されるのですか。

A: もともと、弊社は、競合する他社カードの流通が鹿児島県内で増加したことによるカード利用金額の減少や、過払金返還請求の負担等から財務内容が悪化し、やむを得ず更生手続開始の申立てに至ったものであり、申立て時点で50億円以上の金融債務を抱えておりました。弊社は本件更生手続を通じて弊社の営む一切の事業をスポンサー企業に譲渡して譲渡対価を受領しましたが、弊社の資産の中心である不動産や会員の皆様に対する売掛金には金融機関債権者のために担保が設定されていたことからその譲渡対価は担保権者への弁済に充てられることになるので、無担保の会員債権者の債権の引当てになるのは、弊社の保有する資産のうち、金融機関債権者による相殺の対象とならない一部の預金や、JCBや日商連に対する差し入れ保証金など限られた一部の資産に過ぎません。このような理由により、無担保の一般更生債権(会員債権者の過払金債権の他、担保によってカバーされない金融機関債権者の債権)に対する弁済率は、前述の程度とならざるを得ない状況です。

3-3 更生計画案における予定弁済率について

(金額によって弁済率に差がある理由)

Q: 1000万円以下の債権部分と、1000万円を超える債権部分で弁済率に差があるのはどうしてですか。

A: 利息制限法に基づく引直し計算を行うに当たっては、できるだけ会員債権者様に有利な解釈を採用する方針でプログラムを作成しましたが、プログラムの運用上の手違いで、今回の引直し計算には、過払利息が反映されない結果となってしまいました。しかし、これでは金融機関債権者との関係で会員債権者が不利になってしまいます。そこで、会員債権者の過払金返還請求権が比較的少額であり最大債権者でも1000万円未満である一方で、金融機関債権者の一般更生債権の債権額が約2億円～17億円であることに着目して、一般更生債権のうち1000万円以下の部分の弁済率を1.65%、1000万円を超える部分の弁済率を1%として、弁済率に1.65倍の差を設けることにより、会員債権者と金融機関債権者との実質的な公平を実現することとしました。弁済率に1.65倍の格差を設けることとした根拠は、会員債権者の約10%について過払利息を付さない場合とこれを付した場合との計算結果を比較したところ、平均して後者が前者の165%の金額になったことに基づきます。

3-4 更生計画案における予定弁済率について

(過払金に対する利息を含めた形で再計算をしない理由)

Q: 会員債権者の不利益を解消するために、過払利息を付けた形で債権認否をやり直すべきではありませんか。

A: 過払利息を付けた形で 2700人強の会員債権者について再度計算をやり直すには相当の期間を必要としますが、それによる更生手続終結の遅れや、延長期間分の手続費用や外注費の支出等を考慮すると会員債権者にとって有利な結果となるとは言いがたいため、1000万円以下の部分とこれを超える部分で弁済率に差をつけることにより会員債権者と金融機関債権者との公平を実質的に回復させることといたしました。

3-5 弁済・納付計画総括表 (ドラフト。変更可能性あり。)

				(単位:円)	
	件数	確定債権額	債務免除額	弁済方法	
				弁済・基本納付	追加弁済
更生担保権	6件	1,067,622,312	0	1,067,622,312	-
優先的更生債権 合計	6件	4,499,964 及び額未定	額未定	4,499,964	-
	公租公課	6件	4,499,964 及び額未定	4,499,964	-
一般更生債権 合計	2,694件	9,049,335,658 及び額未定	8,926,961,070 及び額未定	122,374,588	額未定
	金融機関	6件	4,204,531,422 及び額未定	4,162,096,104 及び額未定	42,435,318 額未定
	会員	2688件 (うち重複6)	4,844,804,236 及び額未定	4,764,864,966 及び額未定	79,939,270 額未定
未確定債権 合計				※1	額未定
合 計	2,706件	10,121,457,934 及び額未定	8,926,961,070 及び額未定	1,194,496,864	額未定

(※1) 未確定債権にかかる弁済金等。未確定債権への弁済がなされないことが確定した場合の弁済。

4 今後のスケジュールについて

9月12日(金) 更生計画案の提出期限

9月29日(月) 査定申立期限(一般調査期間終期から1ヵ月)

10月上旬ころ 更生計画案を決議に付する旨の決定(付議決定)

10月下旬ころ 更生計画案の印刷、債権者に対する発送

11月上旬ころ 更生計画案に関する債権者説明会

11月下旬ころ 書面投票、更生計画案の可決・認可

12月下旬ころ 更生計画の確定

令和8年1月上旬ころ 更生担保権・更生債権の弁済

(上記については現時点の予定。正式なスケジュールは付議決定時に定められる。)

5 不服申立て手段

Q: 今回の更生債権の認否結果に不服がある場合にはどのような手段を取ることができますか。

A: 今回の更生債権の認否結果に不服がある更生債権者は、一般調査期間の末日である令和7年8月29日から一月の不変期間内(令和7年9月29日まで)に、裁判所に査定の申立てをすることができます。もともと、過払利息の問題については会員債権者と金融機関債権者の公平をできる限り図る処理を行う方針でありますし、一方で査定申立ての手続については法的手続に慣れておられない一般の債権者には負担が重い手続であり予想弁済率を考慮すると、かえって負担が重くなる(弁護士に依頼して弁護士費用が発生する場合などは特に)可能性が高いことから、査定申立てを行うかどうかについては慎重にご判断されるようお願い申し上げます。